

鳥取県看護協会「看護の日」キャラクター かんごちゃん着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県看護協会「看護の日」キャラクターである「かんごちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しの方法等について定めるものである。

(申込み)

第2条 着ぐるみの貸出しを希望する者は、別添の申込書に記載の上、鳥取県看護協会長（以下「甲」という。）に申し込むものとする。

(貸出し)

第3条 甲は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当し、かつ、貸出しが適当と認めるときには、着ぐるみを貸し出すものとする。

(1) 「看護の日」事業に関わりのあるイベント等に使用するとき。

(2) その他、「看護の日」事業に直接関わりはないが、キャラクターのイメージを損なわない範囲で使用し、看護の魅力を伝えるPRに資すると認められるとき。

2 貸出対象は、当協会会員施設（個人会員含む）とし、申込みが重複する場合は、原則として申込みが早かった順に貸し出すものとする。

(注意事項)

第4条 着ぐるみを借り受けた申込者（以下「借受者」という。）は、別添の「かんごちゃん着ぐるみ取扱説明書」を遵守しなければならない。

2 借受者は、着ぐるみ本体又は付属品を紛失し、破損し、又は汚損したときは、原状に回復するための実費を甲に支払わなければならない。

3 前項の規定に関わらず、鳥取看護協会長が、着ぐるみの補修またはクリーニングを求めたときは、借受者はこれに従わなければならない。

(貸出し料)

第5条 貸出料については、1日2,000円（使用日）とする。また、運送に係る経費は、すべて借受者が負担することとする。

(責任の制限)

第6条 着ぐるみの着用により、借受者が被った被害、または借受者が第三者に与えた損害に対しては、鳥取県看護協会長は一切その責めを負わない。

(確認)

第7条 鳥取県看護協会は、着ぐるみの返却時には、貸し出した物品がすべて返却されているか、破損又は汚損がないかその場で確認するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、鳥取県看護協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月27日から施行する。

かんごちゃん着ぐるみ貸出申込書

公益社団法人鳥取県看護協会長 様

かんごちゃん着ぐるみの貸出しを希望しますので、鳥取県看護協会「看護の日」キャラクター「か
んちゃん」着ぐるみ貸出要綱を承知の上、下記のとおり申し込みます。

年 月 日

申込者 住 所
氏 名 印
電話番号
(個人が自署される場合は、押印は不要です。)

記

使 用 日	年 月 日		
貸出希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
使用場所			
使用目的 (どんなイベント 等に使うのか)			
使用方法 (どういう使い方 をするのか)			
貸出受取日	年 月 日 (時頃)		
返却予定日	年 月 日 (時頃)		
使用料金	1日 2,000円	支払方法	現金 ・ 振込み

注1 着ぐるみを紛失し、破損し、又は汚損した場合は、返却される前に御一報ください。

2 着ぐるみ本体又は付属品を紛失し、破損し、又は汚損したときは、原状に回復するための実費を負担していただきます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ 鳥 取 県 看 護 協 会 記 入 欄 ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

チェックリスト

☐着ぐるみに損傷はないか？ ☐かんごちゃんのパーツはそろっているか？

【パーツ一式】

☐頭部（排気ファン） ☐白衣（上下） ☐手袋 ☐ブーツ ☐しっぽ ☐青いペン ☐収納袋